

2018年7月6日
本宮市

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、東北自動車道と磐越自動車道のジャンクションが近い交通の要衝で、製造業や物流業など様々な企業が立地している。

人口は、平成12年(2000)の31,541人(合併前国勢調査合算)をピークに減少し、平成27年(2015)の人口は30,924人で、平成22年(2010)に比べ、1.3%の減少率となった。福島県全体では減少率5.7%であり、本市は福島県内でも人口減少が緩やかな地域である。

少子高齢化に伴い、我が国の生産年齢人口は平成7年(1995)にピークを迎えて以降、一貫して減少傾向が続いている。本市の中小企業においては、人材不足や高齢化に伴う後継者確保が課題となっている。こおりやま広域圏企業調査では、本市の調査対象の32.1%の企業事業所が地域で最も必要なこととして「人材確保」であると回答している。また、経営上の問題点として、22.6%の企業事業所が「事業承継・後継者不足」をあげている。今後、生産年齢人口の減少が顕著になるとみられることから、事業経営について様々な問題が生じることが想定される。現在の事業規模の維持が困難になること、需要増加に対応できず機会損失が発生すること、新事業・新分野への展開が停滞することが問題として挙げられ、強い危機感がうかがえる。

本市には、約1,400の事業所があり、業種別では、小売業が最も多く約360事業所、建設業が220事業所、製造業が約170事業所で、多くが中小企業である。

平成28年(2016)の経済センサスによると、本市の製造品出荷額は約2,430億円、年間商品販売額は約1,326億円となっており、いずれも従業員一人あたりの額は福島県13市中第1位となっており、福島県を代表する工業都市である。

一方で、本市の農業は、古くからの基幹産業であるが、農林漁業からなる第1次産業の就業人口は年々減少し、高齢化や若者の農業離れに伴う担い手不足などが課題となっている。将来にわたる持続可能な農業の振興には、農産物のブランド化・6次産業化等による農業者の安定収入の確保ややりがいの創出、担い手への農地の集積・集約化、ICTの利活用による効率化など農業経営の仕組の再構築などが求められている。

中小企業などの基盤強化の充実による体質強化を支援する取組として、平成27年4月に、市中小企業経営合理化資金保証融資制度保証料補助の補助率の引き上げ、日本政策金融公庫(国民生活事業)経営改善貸付利子補助の拡充を実施してきた。さらには、本宮市商工会を通じて、平成27年度及び平成29年度にプレ

ミアム付商品券発行事業補助を実施することにより、今までにはなかった支援を実施してきている。

(2) 目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、事業者の労働生産性を向上させることにより、人材の量的な不足が事業経営に与えているこれらの影響を改善し、能力開発及び育成に要する時間を確保し、業務効率化だけではなく付加価値を向上させることにより質の高い安定した事業経営の確保を目指す。これを実現するために、計画期間中に6件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画における事業者の労働生産性及び付加価値の向上により、さらに安定した質の高い事業経営の確保を目指す。

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、次の点を考慮している。

本市においては、卸売業・小売業等の第3次産業の事業所が最も多く、主要産業として重要な位置づけにある。また、同じく主要産業である製造業における、ここ数年の動向として、人材確保に苦慮する一方で生産拡大による工場増設の相談が多く、更なる活躍が期待できる。

また、古くから本市の基幹産業であった農業は、就業人口は年々減少し、高齢化や若者の農業離れに伴う担い手不足や耕作放棄地の増加などが課題となっている。将来にわたる持続可能な農業振興のためにはICTの利活用による効率化など農業経営の仕組の再構築が求められている。先端設備等を導入し産直市場や地元農産物を活用した食料品製造への振興が必要である。

本市には、文化財、屋内外あそび場・運動施設、英国庭園や観光物産品など多くの観光交流資源が存在している。観光・交流ルートの確立、特産化・ブランド化により今後は観光産業の活性化を図る。

以上のことから、卸売業・小売業だけではなく幅広く対応できるように配慮し、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画において定める区域については、次の点を考慮している。

製造業は、東笹田工業団地及び白岩・白岩西部工業団地等の市内東側を中心に多くの中小企業が集積しているが、運輸等の物流業、卸売業・小売業等については、市内西側の本宮市工業等団地を中心に集積している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、物流業、卸売業・小売業など多岐にわたり多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

配慮すべき事項は次のとおりとする。

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象とせず、雇用の安定に配慮すること。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮すること。

③市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。